

○国土交通省令第 号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第十九条の四十九第一項において読み替えて準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条第三項、第六条の二、第六条の三、第六条の四第一項、第二十九条の三第一項及び第二十九条の四第一項の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年 月 日

国土交通大臣 石井 啓一

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則等の一部を改正する省令

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正）

第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線を囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。



改 正 後

改 正 前

別表第一 (第十七条、第四十五条関係)

別表第一 (第十七条、第四十五条関係)

製造に係る予備検査		(略)	(略)
		ふん尿等処理装置	1個につき 57,300円
製造に係る予備検査		硫黄酸化物放出低減装置	1個につき 305,100円
		硫黄酸化物放出低減装置に備える連続確認装置	1個につき 62,900円
製造に係る予備検査		硫黄酸化物放出低減装置に備える監視記録装置	1個につき 62,900円
		(略)	(略)
改造、修理又は整備		(略)	(略)
		ふん尿等処理装置	1個につき 28,600円
改造、修理又は整備		硫黄酸化物放出低減装置	1個につき 156,800円
		硫黄酸化物放出低減	1個につき 33,100円
製造に係る予備検査		(略)	(略)
		ふん尿等処理装置	1個につき 57,300円
製造に係る予備検査		(略)	(略)
		ふん尿等処理装置	1個につき 28,600円

備に係る予備検査	装置に備える連続確認装置		
	硫酸酸化物放出低減装置に備える監視記録装置	1個につき	33,100円
(略)		(略)	(略)

備考 (略)

別表第一の二 (第十七条、第四十五条関係)

製造に係る予備検査	(略)	(略)	
	ふん尿等処理装置	1個につき	57,100円
	硫酸酸化物放出低減装置	1個につき	304,900円
	硫酸酸化物放出低減装置に備える連続確認装置	1個につき	62,700円
	硫酸酸化物放出低減装置に備える監視記録装置	1個につき	62,700円
(略)		(略)	(略)

備に係る予備検査		
	(略)	(略)

備考 (略)

別表第一の二 (第十七条、第四十五条関係)

製造に係る予備検査	(略)	(略)
	ふん尿等処理装置	1個につき
(略)		(略)

改造、修理又は整備に係る予備検査	(略)	(略)
	ふん尿等処理装置	1個につき 28,500円
	硫酸酸化物放出低減装置	1個につき 156,600円
	硫酸酸化物放出低減装置に備える連続確認装置	1個につき 32,900円
	硫酸酸化物放出低減装置に備える監視記録装置	1個につき 32,900円
(略)	(略)	(略)

備考 (略)

別表第二 (第四十五条関係)

製造に係る予	(略)	(略)
	ふん尿等処理装置	1個につき 52,600円
	硫酸酸化物放出低減装置	1個につき 290,200円
	硫酸酸化物放出低減装置に備える連続確認装置	1個につき 59,800円

改造、修理又は整備に係る予備検査	(略)	(略)
	ふん尿等処理装置	1個につき 28,500円
(略)	(略)	(略)

備考 (略)

別表第二 (第四十五条関係)

製造に係る予	(略)	(略)
	ふん尿等処理装置	1個につき 52,600円

備 検 査	硫黄酸化物放出低減装置に備える監視記録装置 1個につき 59,800円
	(略)
	改造、 修理又は 整備に 係る予 備検査
	(略)
	硫黄酸化物放出低減装置に備える連続確認装置 1個につき 31,500円
改 造、 修 理 又 は 整 備 に 係 る 予 備 検 査	硫黄酸化物放出低減装置に備える監視記録装置 1個につき 31,500円
	(略)
	硫黄酸化物放出低減装置 1個につき 149,200円
	硫黄酸化物放出低減装置に備える連続確認装置 1個につき 31,500円
	硫黄酸化物放出低減装置に備える監視記録装置 1個につき 31,500円
製	(略)
	ふん尿等処理装置 1個につき 52,400円

別表第二の二 (第四十五条関係)

備 検 査	
	(略)
	改造、 修理又は 整備に 係る予 備検査
	(略)
	硫黄酸化物放出低減装置に備える連続確認装置 1個につき 31,500円
改 造、 修 理 又 は 整 備 に 係 る 予 備 検 査	硫黄酸化物放出低減装置に備える連続確認装置 1個につき 31,500円
	(略)
	硫黄酸化物放出低減装置 1個につき 149,200円
	硫黄酸化物放出低減装置に備える連続確認装置 1個につき 31,500円
	硫黄酸化物放出低減装置に備える監視記録装置 1個につき 31,500円
製	(略)
	ふん尿等処理装置 1個につき 52,400円

別表第二の二 (第四十五条関係)

<p>造に係る予備検査</p> <p>硫黄酸化物放出低減装置 1個につき 290,000円</p> <p>硫黄酸化物放出低減装置に備える連続確認装置 1個につき 59,600円</p> <p>硫黄酸化物放出低減装置に備える監視記録装置 1個につき 59,600円</p> <p>(略)</p>	<p>造に係る予備検査</p> <p>(略)</p>
<p>改造、修理又は整備に係る予備検査</p> <p>(略)</p> <p>ふん尿等処理装置 1個につき 26,200円</p> <p>硫黄酸化物放出低減装置 1個につき 149,000円</p> <p>硫黄酸化物放出低減装置に備える連続確認装置 1個につき 31,300円</p> <p>硫黄酸化物放出低減装置に備える監視記録装置 1個につき 31,300円</p> <p>(略)</p>	<p>改造、修理又は整備に係る予備検査</p> <p>(略)</p> <p>ふん尿等処理装置 1個につき 26,200円</p> <p>(略)</p>

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部改正)

第二条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則(昭和五十八年運輸省令第四十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。

)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(認定) 第三条 (略) 一〇十一 (略) 一二 硫酸酸化物放出低減装置 一三 硫酸酸化物放出低減装置に備える連続確認装置 一四 硫酸酸化物放出低減装置に備える監視記録装置 一五〇十九 (略) 2 (略)</p> <p>(整備規程の認可) 第十三条 (略) 一〇十一 (略) 一二 硫酸酸化物放出低減装置 一三 硫酸酸化物放出低減装置に備える連続確認装置 一四 硫酸酸化物放出低減装置に備える監視記録装置 一五〇十九 (略) 2〇4 (略)</p> <p>(変更命令) 第十五条 国土交通大臣は、認可をした整備規程に係る物件に関する法 第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二 十一第二項、第十九条の二十四第二項又は第十九条の三十五の四第二 項の技術上の基準の改正その他の事由により当該整備規程が整備の適 正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、その整備規程の 変更を命ずることができる。</p> <p>別表 (第三十一条関係)</p>	<p>(認定) 第三条 (略) 一〇十一 (略) (新設) (新設) (新設) (新設) 一二〇一六 (略) 2 (略)</p> <p>(整備規程の認可) 第十三条 (略) 一〇十一 (略) (新設) (新設) (新設) 一二〇一六 (略) 2〇4 (略)</p> <p>(変更命令) 第十五条 国土交通大臣は、認可をした整備規程に係る物件に関する法 第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二 十四第二項又は第十九条の三十五の四第二項の技術上の基準の改正そ の他の事由により当該整備規程が整備の適正かつ確実な実施上不適當 となつたと認めるときは、その整備規程の変更を命ずることができる。</p> <p>別表 (第三十一条関係)</p>

区分	(略)	ふん尿等浄化装置 ふん尿等処理装置	硫黄酸化物放出低減装置 硫黄酸化物放出低減装置に備える連続確認装置 硫黄酸化物放出低減装置に備える監視記録装置	(略)
区分	(略)	硫黄酸化物放出低減装置 硫黄酸化物放出低減装置に備える連続確認装置 硫黄酸化物放出低減装置に備える監視記録装置	ふん尿等浄化装置 ふん尿等処理装置	(略)

(海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則の一部改正)

第三条 海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則(昭和五十八年運輸省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。



改正後

(型式承認の基準)

第四条 型式承認は、当該物件の型式が法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第二項又は第十九条の三十五の四第二項に規定する技術上の基準に適合するものであり、かつ、当該型式承認を受けようとする者が当該型式に適合する物件を製造する能力を有するかどうかを判定することによつて行う。

(型式承認の申請)

第五条 型式承認を受けようとする者は、型式承認申請書(第一号様式)を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 型式承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 当該物件の型式が法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第二項又は第十九条の三十五の四第二項に規定する技術上の基準に適合していることを説明する書類

三・四 (略)

3 (略)

(型式承認試験)

第六条 型式承認の申請をした者は、当該物件の型式が法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第二項又は第十九条の三十五の四第二項に規定する技術上の基準に適合するものであるかどうかを判定するためその性能等について国土交通大臣の行う型式承認試験を受けなければならない。

改正前

(型式承認の基準)

第四条 型式承認は、当該物件の型式が法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十四第二項又は第十九条の三十五の四第二項に規定する技術上の基準に適合するものであり、かつ、当該型式承認を受けようとする者が当該型式に適合する物件を製造する能力を有するかどうかを判定することによつて行う。

(型式承認の申請)

第五条 型式承認を受けようとする者は、型式承認申請書(第一号様式)を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 型式承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 当該物件の型式が法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十四第二項又は第十九条の三十五の四第二項に規定する技術上の基準に適合していることを説明する書類

三・四 (略)

3 (略)

(型式承認試験)

第六条 型式承認の申請をした者は、当該物件の型式が法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十四第二項又は第十九条の三十五の四第二項に規定する技術上の基準に適合するものであるかどうかを判定するためその性能等について国土交通大臣の行う型式承認試験を受けなければならない。

2・3 (略)

(型式の変更の承認)

第八条 型式承認を受けた者は、当該型式承認を受けた物件の型式について、法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第二項又は第十九条の三十五の四第二項に規定する技術上の基準に係る性能等に影響を及ぼすことの少ない変更をしようとするときは、型式変更承認申請書(第三号様式)を国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 (略)

(型式の変更等の届出)

第九条 型式承認を受けた者(第三号に掲げる場合にあつては、その相続人又は清算人)は、第一号に掲げる場合にあつては変更しようとする事項及びその理由を記載した書面によりあらかじめ、第二号から第六号までに掲げる場合にあつてはその旨を速やかに、国土交通大臣に届け出なければならない。

一 当該型式承認を受けた物件の型式について、法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第二項又は第十九条の三十五の四第二項に規定する技術上の基準に係る性能等に影響を及ぼすことのない変更をしようとするとき。

二(六) (略)

(型式承認の失効及び取消し)

第十一条 (略)

2 国土交通大臣は、次の各号の一に該当するときは、その型式承認を取り消し、又はその他の必要な処分をすることができる。

一 当該物件の型式が、法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第二項又

2・3 (略)

(型式の変更の承認)

第八条 型式承認を受けた者は、当該型式承認を受けた物件の型式について、法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十四第二項又は第十九条の三十五の四第二項に規定する技術上の基準に係る性能等に影響を及ぼすことの少ない変更をしようとするときは、型式変更承認申請書(第三号様式)を国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 (略)

(型式の変更等の届出)

第九条 型式承認を受けた者(第三号に掲げる場合にあつては、その相続人又は清算人)は、第一号に掲げる場合にあつては変更しようとする事項及びその理由を記載した書面によりあらかじめ、第二号から第六号までに掲げる場合にあつてはその旨を速やかに、国土交通大臣に届け出なければならない。

一 当該型式承認を受けた物件の型式について、法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十四第二項又は第十九条の三十五の四第二項に規定する技術上の基準に係る性能等に影響を及ぼすことのない変更をしようとするとき。

二(六) (略)

(型式承認の失効及び取消し)

第十一条 (略)

2 国土交通大臣は、次の各号の一に該当するときは、その型式承認を取り消し、又はその他の必要な処分をすることができる。

一 当該物件の型式が、法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十四第二項又は第十九条の三十五の四第

は第十九条の三十五の四第二項に規定する技術上の基準の改正によつて、これに適合しなくなったとき。
二〇七 (略)

別表第一 (第三条、第二十九条関係)

(略)	型 式 認 承 及 び 検 定					(略)	型 式 承 認	検 定
	(略)	硫黄酸化物放出低減装置に備える監視記録装置	硫黄酸化物放出低減装置に備える連続確認装置	硫黄酸化物放出低減装置	ふん尿等処理装置			
(略)	(略)	二二八、五〇〇円	二二八、五〇〇円	一、〇二五、四〇〇円	二三七、七〇〇円	(略)		
(略)	(略)	一個につき 〇〇円	一個につき 〇〇円	一個につき 〇〇円	一個につき 〇〇円	(略)		
		一三、九	一三、九	八二、五	一〇、七			

別表第一の二 (第二十九条関係)

二項に規定する技術上の基準の改正によつて、これに適合しなくなったとき。
二〇七 (略)

別表第一 (第三条、第二十九条関係)

(略)	型 式 認 承 及 び 検 定					(略)	型 式 承 認	検 定
	(略)				ふん尿等処理装置			
(略)	(略)				二三七、七〇〇円	(略)		
(略)	(略)				一個につき 〇〇円	(略)		
					一〇、七			

別表第一の二 (第二十九条関係)

定	(略)	型 式 承 認 及 び 検 定					(略)	型式承認	検	定
		(略)	視記録装置	硫酸酸化物放出低減装置に備える監視記録装置	硫酸酸化物放出低減装置に備える連続確認装置	硫酸酸化物放出低減装置				
ふん尿等処理装置	(略)	(略)	二一八、三〇〇円	二一八、三〇〇円	〇円	二三七、六〇〇円	(略)	一個につき	一〇、六〇〇円	
一個につき	(略)	(略)	一個につき 〇〇円	一個につき 〇〇円	一個につき 〇〇円	一個につき 〇〇円	(略)	九、七〇〇円		

別表第二(第二十九条関係)

定	(略)	型 式 承 認 及 び 検 定					(略)	型式承認	検	定
		(略)				ふん尿等処理装置				
ふん尿等処理装置	(略)	(略)				二三七、六〇〇円	(略)	一個につき	一〇、六〇〇円	
一個につき	(略)	(略)				〇〇円	(略)	九、七〇〇円		

別表第二(第二十九条関係)

別表第二の二(第二十九条関係)

定				検			
視記録装置	硫酸酸化物放出低減装置に備える監視記録装置	硫酸酸化物放出低減装置に備える連続確認装置	硫酸酸化物放出低減装置	視記録装置	硫酸酸化物放出低減装置に備える監視記録装置	硫酸酸化物放出低減装置に備える連続確認装置	硫酸酸化物放出低減装置
一個につき	一個につき	一個につき	一個につき	一個につき	一個につき	一個につき	一個につき
一三、一〇〇円	一三、一〇〇円	一三、一〇〇円	七八、三〇〇円	一三、三〇〇円	一三、三〇〇円	一三、三〇〇円	七八、五〇〇円

別表第二の二(第二十九条関係)

定		検	
ふん尿等処理装置	(略)	(略)	(略)
一個につき	九、六〇〇円	(略)	(略)

<p style="text-align: right;">検</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p>
<p style="text-align: right;">検</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

